

合併協議会だより

2004年(平成16年)12月発行編集・発行/高松市・国分寺町合併協議会事務局



高松市美術館

「戦後日本の現代美術」「20世紀以降の世界の美術」「香川の美術」の3つのテーマに沿った常設展示のほか、企画展を行っています。



讃岐国分寺跡資料館

讃岐国分寺跡から発掘調査で出土した遺物や20分の1に復元した金堂模型、イラストパネルなどを展示しています。

まちづくりプラン(建設計画)の案が提案されました

合併後の国分寺町地域の位置づけは、

“歴史と文化が調和し、コミュニティ文化を創造する生活交流ゾーン”



会議の概要

高松市・国分寺町合併協議会第7回、第8回会議が開催されました。
会議の概要は次のとおりです。

第7回会議

◆開催日 9月28日(火)

◆開催場所 国分寺町女性会館

第7回会議は、当初、9月6日に開催を予定してありましたが、台風16号の災害復旧作業のため、延期となったものです。

協議事項

第6回会議で提案された協議第9号から第12号までの4件が原案のとおり確認されました。

また、協議第13号から第16号までが提案され、次回の会議で協議し、意思集約を図ることとなりました。

協議第9号(確認)

附属機関等の取扱い(協定項目第17号)について

両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。

国分寺町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時まで調整する。

●附属機関等とは●

執行機関がその内部部局のほかに、必要と認めて設置する機関及び行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために設置される審査会、審議会等の機関を言います。

協議第10号(確認)

公共的団体等の取扱い(協定項目第18号)について

公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努める。

●公共的団体等とは●

商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会等の厚生社会事業団体、婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営む団体を言います。

協議第11号(確認)

使用料・手数料等の取扱い(協定項目第20号)について

両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。

国分寺町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるもの

については、その目的及び実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整する。

協議第12号(確認)

各種団体への補助金・交付金等の取扱い(協定項目第21号)について

各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整する。



協議第13号(提案)

・ 条例・規則等の取扱い(協定項目第14号)について

・ 電算システム事業(協定項目第24-2号)について

・ 広聴広報事業(協定項目第24-3号)について

・ 生活保護事業(協定項目第24-8号)について

第8回会議

◆開催日 10月19日(火)

◆開催場所 香川県自治会館

協議事項

第7回会議で提案された協議第13号から第16号までの4件が原案のとおり確認されました。

また、協議第17号から第21号までが提案され、次回の会議で協議し、意思集約を図ることとなりました。

なお、建設計画についても提案され、引き続き協議されることとなりました。

協議第13号(確認)

条例・規則等の取扱い(協定項目第14号)について

条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。

ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行う。

協議第14号(確認)

電算システム事業(協定項目第24-2号)について

電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。

統合に当たっては、合併時の稼働を別途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整する。

ただし、高松市にないシステムについては、国分寺町のシステムに必要な改修を加え使用する。

協議第15号(確認)

広聴広報事業(協定項目第24-3号)について

広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。

現在、国分寺町において実施している相談事業については、住民サービスが低下しないように取り扱う。

防災行政無線による一般広報の取扱いについては、合併時まで調整する。

※下表参照

協議第16号(確認)

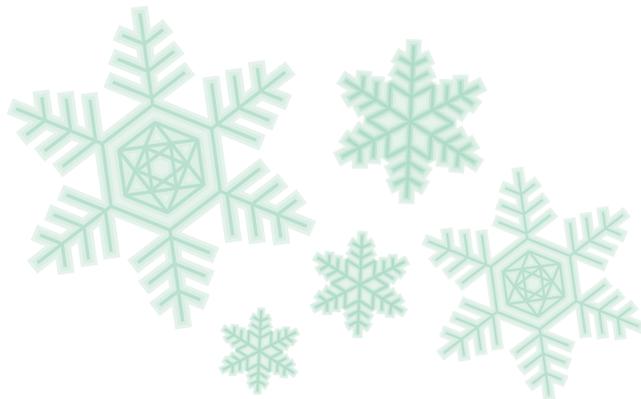
生活保護事業(協定項目第24-8号)について

生活保護事業については、高松市の制度に統一する。

協議第17号(提案)

地域審議会の取扱い(協定項目第6号)について

- ・議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目第7号)について
- ・その他の事業(情報公開制度)(協定項目第24-23号)について
- ・その他の事業(外部監査制度)(協定項目第24-23号)について
- ・その他の事業(水問題対策)(協定項目第24-23号)について
- ・建設計画(協定項目第25号)について(4ページ参照)



高松市・国分寺町の主な広聴広報事業の内容

項目	現 況		確認事項 (合併後)	
	高 松 市	国 分 寺 町		
相 談 事 業	相談種別・内容	実施日	高松市の制度に統一する。 現在、国分寺町において実施している相談事業については、住民サービスが低下しないように取り扱う。 防災行政無線による一般広報の取扱いについては、合併時まで調整する。	
	市政相談	月～金曜日		
	一般相談	月～金曜日		
	専 門 相 談	人権法律相談		毎週月曜日
		弁護士法律相談		毎週火曜日 第1・3木曜日
		司法書士法律相談		第2・4木曜日
		社会保険労務士相談		毎週火曜日
		行政書士相談		第1・3金曜日
		行政相談		毎週水曜日
		税務相談		第2金曜日
		戸籍相談		第3金曜日
		経営相談		年4回
		緑化相談		第2・4火曜日
		環境行政相談		第4金曜日
		消費生活相談		月～金曜日
育児相談		月～金曜日		
健康相談	月～金曜日			
広 報 紙	毎月2回発行	毎月1回発行		
視覚障害者等への広報	・点字広報・声の広報(毎月1回発行) ・テレホンサービス等	・声の広報(毎月1回発行)		
そ の 他 の 広 報 事 業	・ホームページ ・メールマガジン(毎月2回発行) など	・ホームページ ・防災行政無線を利用した一般広報(緊急情報・1日3回の定時放送)		

まちづくりプラン(建設計画)案の骨子

この案をもとに、今後、合併協議会の委員や住民の皆さんからの御意見等を踏まえ、検討を重ねていきます。



合併による新しいまちづくりの理念

- ①地域全体の魅力や個性を一層高め、豊かで持続的発展が可能な地域社会、文化的で快適な生活が営める都市の創造を目指します。
- ②みずからの判断と責任で、まちづくりを実践できる自立性の高い自治体を目指します。
- ③合併により、行財政基盤の充実強化を図り、住民ニーズや社会経済環境の変化に適切に対応した住民サービスと住民福祉の一層の向上を図ります。



国分寺町地域のまちづくり(役割と機能)

- 1 新たなコミュニティ文化創造機能
- 2 暮らしの支援と交流機能
- 3 西の玄関機能

歴史と文化が調和し、コミュニティ文化を創造する生活交流ゾーン



国分寺町地域の5つのまちづくりの基本目標と重点取組み事項

	連帯のまちづくり	循環のまちづくり	連携のまちづくり	交流のまちづくり	参加のまちづくり
基本目標	保健・医療・福祉の充実した心身ともに健康に暮らせるまちの実現	自然を守り、生かした、自然と共生するまちの実現	安全・安心な生活環境のもと、香り高い文化と <u>うるおい</u> 、ゆとりに満ちた豊かな生活を創造するまちの実現	豊かな潜在力を生かした高松の西の玄関にふさわしい <u>活気あふれる</u> まちの実現	住民一人ひとりが参画するまちの実現
重点取組み事項	<ul style="list-style-type: none"> 介護老人保健施設「こくぶんじ荘」の機能の活用 保健・医療・福祉の連携 救急医療ネットワークの強化 保育所施設の整備 特別保育の拡充 など	<ul style="list-style-type: none"> 河川・ため池の保全と景観整備 上水道第3次拡張事業 流域関連公共下水道事業 浄化槽重点整備地域支援事業 枝葉リサイクル事業 など	<ul style="list-style-type: none"> 本津川河川改修 地域防災無線システム構築 伝統文化の保存・継承の支援充実 幼稚園、小・中学校施設の整備 文化施設の整備 など	<ul style="list-style-type: none"> 農業生産基盤の整備 国分寺町まつりなど観光振興イベント等の開催 県道等整備 市道等整備 循環バス運行事業 JR端岡駅周辺地区まちづくり事業 など	<ul style="list-style-type: none"> 支所機能の整備 簡素で効率的な行財政システムの構築 コミュニティ活動拠点の充実整備 国分寺地区地域審議会の開催



将来都市構想における望ましい都市像

21世紀の四国の州都を展望した
 風格ある環瀬戸内海圏の中核・中核拠点都市/グレーター高松の創造
 —海・街・山と ^{まち}人が融け合う 元気なまち・高松—



編集・発行

高松市・国分寺町合併協議会事務局
 〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 高松市役所6F
 TEL(087)839-2121 FAX (087)839-2125
 URL <http://www.takamatsu-kokubunji.jp>
 E-mail k0833@city.takamatsu.lg.jp
 御意見をお待ちしております
 合併についての御意見、御質問がございましたら、合併協議会事務局までお寄せいただけますようお願いいたします。

お知らせ

*合併協議会の開催予定について

第10回会議
 日時:平成16年12月22日(水) 午後1時30分
 場所:高松市役所 13階 大会議室

*傍聴について

会議はどなたでも傍聴できます。
 会議開始30分前から先着順に受付します。傍聴の定員は50人。

*会議資料等の閲覧について

合併協議会事務局と高松市役所、国分寺町役場のほか、ホームページでも会議資料や会議録をごらんいただけます。